

平成23年第4回太子町議会定例会（第433回町議会）会議録（第5日）

平成23年9月27日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第41号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について
(総務常任委員会委員長報告)
- 3 認定第1号 平成22年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
(平成22年度一般会計決算委員会委員長報告)
- 4 認定第2号 平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 5 認定第3号 平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 6 認定第4号 平成22年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第5号 平成22年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 認定第6号 平成22年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(以上5件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 9 認定第7号 平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 10 認定第8号 平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 11 認定第9号 平成22年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
(以上3件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 12 発議第3号 太子町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 発議第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第41号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について
(総務常任委員会委員長報告)
- 3 認定第1号 平成22年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
(平成22年度一般会計決算委員会委員長報告)
- 4 認定第2号 平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 5 認定第3号 平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 6 認定第4号 平成22年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第5号 平成22年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 認定第6号 平成22年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(以上5件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 9 認定第7号 平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 10 認定第8号 平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 11 認定第9号 平成22年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
(以上3件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 12 発議第3号 太子町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 発議第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

14 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1 番	中 薮 清 志	2 番	堀 卓 史
3 番	藤 澤 元之介	4 番	首 藤 佳 隆
5 番	福 井 輝 昭	6 番	森 田 眞 一
7 番	平 田 孝 義	8 番	吉 田 日出夫
9 番	井 川 芳 昭	10 番	清 原 良 典
11 番	中 島 貞 次	12 番	服 部 千 秋
13 番	井 村 淳 子	14 番	橋 本 恭 子
15 番	中 井 政 喜	16 番	佐 野 芳 彦

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	北 陽一郎
書 記	山 本 雅 子		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	香 田 大 然
生活福祉部長	山 本 修 三	経 済 建 設 部 長	山 本 武 志
教 育 次 長	神 南 隆 司	財 政 課 長	堀 恭 一

(開議 午前10時01分)

○議長（佐野芳彦） 皆さんおはようございます。

平成23年第4回太子町議会定例会第5日目におそろいでご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成23年第4回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1 諸般の報告

○議長（佐野芳彦） 日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成23年度7月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたからご了

承願います。

これで諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第2 議案第41号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第2、議案第41号太子町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、所管の総務常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長服部千秋議員。

○服部千秋議員 皆さんおはようございます。

お手元に委員会審査報告書をお届けしておりますので、それをもとにご報告をさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下

記のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第41号。付託年月日、平成23年9月5日。件名、太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成23年9月13日（火）午前10時から午後3時37分。3、審査経過及び結果、上位法の変更に基づいて太子町税条例等を一部変更するものであります。委員会の中で出ました質疑答弁についてご紹介をいたします。特別土地保有税の説明を求める質疑がありましたが、答弁としては、現在特別土地保有税の課税は太子町では行っていない（該当者がいない）という答弁がございました。また、申告書を提出期限までに提出しなかった場合に10万円以下の過料を科するとあるが、日にちを忘れた場合にも過料がつくのかという質疑に対しては、申告が遅れたからといって実際には過料は科していないという答弁がありました。また、国が過料を3万円から10万円に上げた理由はという質疑に対しては、推測であるが、虚偽申告、脱税等への罰則強化ではないかとの答弁がありました。フリートーキングを経て、討論はありませんでしたが、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 以上で総務常任委員会委員長服部千秋議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第3 認定第1号 平成22年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について

**○議長（佐野芳彦）** 日程第3、認定第1号 平成22年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、平成22年度一般会計決算委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

平成22年度一般会計決算委員会委員長井村淳子議員。

**○井村淳子議員** それでは、認定第1号について審査報告書を読み上げます。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件、議案番号、認定第1号。付託年月日、平成23年9月6日。件名、平成22年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成23年9月14日水曜日午前10時から午後4時20分、平成23年9月15日木曜日午前10時から午後4時41分、平成23年9月16日金曜日午前10時から午後4時35分、平成23年9月20日火曜日午前10時から午後3時18分。3、審査経過及び結果、審査経過については別紙のとおり、審査結果は全員賛成で認定すべきものと決した。会議録は後日希望者に配付する。

続きまして、平成22年度一般会計決算委員会審査報告書。

審査に当たって、(1)付託案件の平成22年

度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についての審査に当たっては、審査上必要な資料を事前に確認し、別紙の提出を求め、慎重に審査した。(2)補助説明員に課長、副課長、施設長、一部の係長の出席を認め、必要な説明を求めた。(3)審査の前に各課長から決算年度における効果と反省点及び今後の課題と取り組み等について補足説明を求め、その説明を含めて審査した。(4)平成22年度一般会計決算委員会の中で審査した意見、指摘等については真摯に受けとめ、今後の行財政の運営にできる限り反映すること。

2、審査経過。審査の詳しい経過等は委員会会議録による。行財政運営の基本姿勢として、自治体の行財政は入るをはかり出るを制するを基本に、最少の経費で最大の効果を上げ、健全財政の確立と住民福祉の向上に努めなければならない。全職員が入るをはかって出るを制する立場を理解し、あわせて財務規則第5条の「予算の執行及びその他財務に関する事務を処理する職員は、法令、条例、契約及びこの規則に準拠し、かつ、予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、歳入の確保及び歳出を適正に執行する責を負わなければならない。」この遵守を徹底されたい。本会議及び委員会の質疑を通じて、次のことを審査意見とする。

3、審査意見。歳入について、町税等は納税義務者等の実態把握に努め、新たな収入未済の発生と不納欠損処理を抑制するため、収税管理室を中心に徴収に当たり、収納率の向上を図ること。税等について、口座振替の推進、コンビニ収納の実施等、納付方法を工夫して収納率の向上を図ること。たばこは町内で購入するようPRに努めること。住宅建設資金等貸付金、保育所保育料等の未収金の解消に努めること。新しく大型事業を行う際には公債費の将来負担を考えて新規発行債の額を検討し、健全財政を堅持すること。

歳出について、(1)各款共通事項について、負担金、補助金、交付金の目的、効果等を精査し、成果が期待できないものは整理す

ること。委託の効果、効率を考慮し、外部委託に頼らず、内部対応可能なものについて積極的に内部対応に努め、経費節減に努めること。庁用備品や消耗品の調達について、町内調達を基本に、透明性、競争性を確保し、経費節減に努めること。費用対効果を検証し、経費節減に努めること。

(2)各款の決算について。①総務費。テレビ放映委託に関しては、幅広い町民の目に届くように、録画放映等の効果的な2次利用を考慮すること。高度情報化計画の推進と同時に、定期的なメンテナンス作業を行うこと。外部監査制度の導入について検討すること。太子町ホームページの充実を図ること。戸籍、住民基本台帳の整備を図り、高齢者所在確認を行うこと。

②民生費。高齢者等住宅改造費助成事業、高齢者自立支援ホームヘルプサービス事業について、より一層の周知を図ること。道路や各施設のバリアフリー化を進め、障害者に優しいまちづくりを進めること。乳幼児医療費並びにこども医療費について、より一層の周知を図ること。国民年金の加入及び減免制度について周知を図ること。保健福祉会館の駐車場の確保に努めること。

③衛生費。揖龍保健衛生施設事務組合について、負担経費等の節減に極力努めること。資源ごみ集団回収に当たっては、各小・中学校及び幼稚園PTAと連携をとり、年間スケジュールを決めて適切な対応をとること。各種予防ワクチンの接種率向上を図ること。女性特有のがん検診を含め、各種検診のより一層の周知を図り、検診率を高め、健康の維持と疾病の早期発見、早期治療に努めること。

④労働費。シルバー人材センターの求人について、就労の機会を公平に割り当てるよう指導すること。

⑤農林水産業費。鳥獣被害（イノシシ、シカ等）が多発しているため、早急な対策を講じること。特産品について、原材料も地域での生産、供給に努め、生産と販売を支援すること。地籍調査事業について、全体的な計画

を明らかにして、計画に沿って効率的に進めること。休耕田や放棄地にヒマワリ、コスモス等景観植物を植えるなどの有効活用を図ること。里山保全の整備を行い、自然環境に恵まれた地域づくりを目指すこと。農家の高齢化や後継者不足により地域の農業を担う者が減少しており、担い手等の育成、確保を図ること。

⑥商工費。商工会との連携を密にし、企業支援など、商工業の発展と活性化に努めること。地域産業活性化のため、起業家の発掘、育成を目指すこと。観光協会ホームページを充実させ、きめ細かな観光事業を推進するとともに、太子町のPR戦略を検討すること。太子あすかふるさとまつりを全町民参加の身近な企画の内容に再構築すること。悪徳商法や嫌がらせ、電話勧誘等消費者相談に対して適切な措置をとるとともに、町民に広くPRすること。太子町の活性化に向け、東芝工場跡地に新規事業の誘致に努めること。

⑦土木費。都市公園の整備と町民が利用しやすくするための環境を整えること。子供の安全のため、公園遊具は定期的な検査と修繕を怠ることがないようにすること。前処理場のあり方を検討し、一般会計からの繰出金を抑制すること。わが家の耐震診断推進事業を積極的にPRすること。

⑧消防費。安全・安心のまちづくりのため、災害緊急時の対応として、最新メディア等による情報公開と集約方法を早期に取り入れること。消防団員の確保と自主防災組織の活動を支援し、それぞれの連携、協力関係を構築すること。洪水ハザードマップや防災マップを積極的に有効活用し、人災を未然に防ぐ体制を整えること。

⑨教育費。遺跡からの出土遺物品については、収集整理を慎重かつ迅速に行い、展示、閲覧できるようにすること。文化財保存整備費等補助金の施行年度に沿った計画を遵守すること。町立図書館にインターネットで検索できる図書検索システムの導入を図ること。学校メール配信事業では、緊急時等の連絡が

スムーズにとれるよう加入率を高めること。学校ホームページ等の情報提供において、学校間の格差がないように配慮すること。太田、石海幼稚園の通園方法について、町民の理解が得られるよう、スクールバスについて再検討すること。学童保育保護者負担金について、父子家庭の減免もできるよう検討すること。一人でも多くの子供たちが学校給食を食べられるよう、食材等アレルギー対策について研究、検討すること。赤ちゃんのときから本に親しむ習慣を身につけるためにもブックスタート事業を継続し、啓発に努めること。

以上で報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 以上で平成22年度一般会計決算委員会委員長井村淳子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから認定第1号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

~~~~~

日程第4 認定第2号 平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第3号 平成22年度兵

庫県太子町介護保険特別会計
歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第4号 平成22年度兵
庫県太子町老人保健特別会計
歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第5号 平成22年度兵
庫県太子町後期高齢者医療特
別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

日程第8 認定第6号 平成22年度兵
庫県太子町墓園事業特別会計
歳入歳出決算の認定について

○議長（佐野芳彦） 日程第4、認定第2号
平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会
計歳入歳出決算の認定についてから日程第
8、認定第6号平成22年度兵庫県太子町墓園
事業特別会計歳入歳出決算の認定についてま
でを一括議題とします。

上程中の議案5件については、所管の福祉
文教常任委員会に付託して、休会中にご審査
いただいておりますので、これから上程中の
議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長井村淳子議員。

○井村淳子議員 それでは、認定第2号の委
員会審査報告書を読み上げていきます。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下
記のとおり決定したから、会議規則第77条の
規定により報告します。

1、審査した事件、議案番号、認定第2
号。付託年月日、平成23年9月6日。件名、
平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会
計歳入歳出決算の認定について。審査結果、
認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日、平成23年9月7日水曜日午
前10時から午後1時50分。3、審査経過及び
結果、(1)審査経過、今後の国民健康保険税
の改定についての質疑は、22年度末では繰越
金1億7,000万円程度、財政調整基金7,651万
7,239円保有しているため、今後の医療費や
国、県補助の動向がどうなっていくのか見き
わめる必要はあるが、できれば24年度は据え
置きたいと思うと説明があった。不納欠損処

理の内容についての質疑は、1点目、滞納処
分をすることができる財産がないときに滞納
処分の執行停止を行った方は10名。2点目、
滞納処分をすることにより生活を著しく窮迫
させるおそれがある方は6名。3点目、滞納
者の所在及び滞納処分することができる財産
がともに不明である方は3名。この方々につ
いては執行停止を行い、3年間経過を追っ
て、3年後に状況が変わっていなければ、そ
の時点で不納欠損処理を行う。また、5年間
の徴収権を行使できなかったことにより時効
消滅の方は18名であるとの説明があった。特
定健診の受診率の向上についての質疑に対し
ては、21年度は県下で下から4番目で、PR
を行っているが受診率の向上には至っていな
い。以前から受診率が低いのは、町内にかな
りの内科医があり、既に受診されていたり、
治療中であつたりするため、県下でも低位
にいるものとする。また、受診率向上を見込
むために平成22年度から特定健診については
無料にしたが受診率の向上は大きくは見込め
なかったが、保健師による電話勧奨により
200名ほどが受診された。22年度の受診率は
25.3%で、21年度からすると3.5%は伸びて
いる、実際に目標値まで至っていないが今後
とも努力していくと説明があった。ジェネリ
ック医薬品の使用について、啓発はしてい
ただいているが、さらに使用中の薬からジェ
ネリックにかえた場合の差額をお知らせして医
療費の削減に取り組んでいるところもあると
の質疑に対しては、兵庫県の国民健康保険団
体連合会にそのように計算できるシステムが
直近できるようにも聞いている、費用対効果
を考慮しながら検討していきたいとの説明で
あった。結核医療付加金についての質疑は、
結核の疑いで治療を受けられた方々はほとん
ど無料になるよう国民健康保険で医療の給付
を行う。1カ月、通常1件もしくは2件で、
平成22年度は19件である。兵庫県下では15の
指定医療機関があり、近隣では姫路赤十字病
院、赤穂市民病院がある。うち、病床（入院
できるような施設）は6施設で、淡路や兵庫

県青野ヶ原にあると説明があった。(2)審査結果は全員賛成により認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号の委員会報告を行います。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件、議案番号、認定第3号。付託年月日、平成23年9月6日。件名、平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成23年9月7日水曜日午前10時から午後1時50分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過、不用額6,329万7,425円と多額になっている理由としては、ほとんどが保険給付費における不用額で、介護サービス費、当初の需要予測に基づいて予算措置をしているが、サービスを利用された方の後の精算による予算との差異で、当初の予算のサービス需要予測も毎月金額に変動がある。また、毎月国保連に支払いをしていかなければならないために、ある程度対応できるように予算を組んでいる。給付費の予算額14億3,631万4,000円、不用額5,251万9,947円、不用額率3.6%ぐらいであるとの説明があった。介護保険の財源全体の割合についての質疑に対しては、国が25%、都道府県が12.5%、市町村が12.5%、残り50%のうち65歳以上の保険料が20%、40歳から64歳までの保険料が30%で、合計100%になるとの説明があった。来年、介護保険の料金改定があり、将来の需要予測を立てるために無作為抽出2,000名に介護保険料についてのアンケートを集約している。これをもとに将来の人口の予測、要介護認定者の人数の予測、それらの方がどのようなサービスを求められているかという需要予測、これらをもとに総給付費が幾ら要るかということが出るので、これを1号被保険者でもって20%を負担していく。これらの予測を立てて、1人当たりの3年間の介護保険料が

決まる。ただ、これから高齢者数、被保険者数が右肩上がりに増えていくことははっきりしているので、当然今の月額基準額4,050円は維持できないと考えている。国は標準月額5,000円以下に抑えようとしているので、我々も国の標準月額を一つの水準として検討していきたいとの答弁であった。また、地域介護予防支援事業専門職の具体的な活動と賃金についての質疑に、運動回復機能訓練を目的として、太田公民館、龍田公民館において介護予防事業を行っており、始める前に必ず看護師の健康チェックを行っている。そのために雇い上げている看護師の賃金で、1回5,700円の44回分である。また、昨年度から介護事業の中で行っているもの忘れ相談（認知症）事業でお願いしている臨床心理士で、月1回1万円の計12回分で、専門職2人分の賃金であると説明があった。(2)審査結果は全員賛成により認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第4号の報告を行います。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件、議案番号、認定第4号。付託年月日、平成23年9月6日。件名、平成22年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成23年9月7日水曜日午前10時から午後1時50分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過、平成22年度をもって老人保健特別会計が廃止となったが、今後の過誤調整の手続についての質疑に、第三者行為や審査がなかなか通らない等の理由で今後医療費の請求が生じる場合もあり得る。もし生じた場合は一般会計にて精算処理を行いたいとの説明がありました。(2)審査結果は全員賛成により認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号の報告をします。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下

記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件、議案番号、認定第5号。付託年月日、平成23年9月6日。件名、平成22年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成23年9月7日水曜日午前10時から午後1時50分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過、今後の後期高齢者医療制度についての質疑では、平成22年12月に国の高齢者の改革会議の中で最終取りまとめされ、この7月に閣議決定を経て、法案については平成24年1月以降の通常国会で社会保障と税の一体改革を提案されると聞いている。個人負担が1割から2割になるのかも含めて実際どうなっていくのか、今後国の動向を注視する必要があるとの説明があった。また、保険料滞納者についての質疑に対しては、保険料消滅時効は2年間で、平成22年度に初めて不納欠損処理を9名行った。その中で、生活保護に該当し、どうしても保険料を徴収することができないと判断した方が1名、居所不明の方が2名、亡くなられて相続人の方と交渉するがなかなか納めていただけない方が6名であるとの説明があった。そのほか、後期高齢者の保険料徴収事務体制についての質疑に対して、町民課の保険料徴収事務担当1名、担当係長1名、課長の3名の中から2名体制で徴収に回っているとの説明があった。(2)審査結果は全員賛成により認定すべきものと決しました。

最後に、認定第6号の報告をします。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件、議案番号、認定第6号。付託年月日、平成23年9月6日。件名、平成22年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成23年9月7日水曜日午前10時

から午後1時50分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過、墓園について広報などでも掲載し、周知はされているようだが、もう少し太子町内の方に利用していただくために地域で回覧する等の周知の方法についてはという質疑に対して、盆、正月に家族が一堂に寄ることが多いことから、1月と8月に「広報たいし」によって周知させていただいている。親族の方により墓地を使用するかしないか判断していただいている状況であり、周知については今後もできるだけ広報により周知させていただくとの説明があった。また、墓園の手数料で収入未済額についての質疑では、町外の方7名で納めていただくように自宅へ訪問し、徴収の努力はしていると説明があった。(2)審査結果は全員賛成により認定すべきものと決しました。

以上で報告終わります。よろしく申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 以上で福祉文教常任委員会委員長井村淳子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の認定第2号平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

次、上程中の認定第3号平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。これから認定第3号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次、上程中の認定第4号平成22年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。これから認定第4号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したが

って、認定第4号は認定することに決定しました。

次、上程中の認定第5号平成22年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。これから認定第5号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

次、上程中の認定第6号平成22年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。これから認定第6号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 9 認定第 7 号 平成 22 年度
兵庫県太子町下水道事業特
別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第 10 認定第 8 号 平成 22 年度
兵庫県太子町前処理場事業
特別会計歳入歳出決算の認
定について

日程第 11 認定第 9 号 平成 22 年度
兵庫県太子町水道事業会計
決算の認定について

○議長（佐野芳彦） 日程第 9、認定第 7 号
平成 22 年度兵庫県太子町下水道事業特別会計
歳入歳出決算の認定についてから日程第 11、
認定第 9 号平成 22 年度兵庫県太子町水道事業
会計決算の認定についてまでを一括議題とし
ます。

上程中の議案 3 件については、所管の経済
建設常任委員会に付託して、休会中にご審査
いただいておりますので、これから上程中の
議案に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 おはようございます。

審査報告書を読み上げまして報告とさせて
いただきますが、その前に、私ごとではござ
いますが、2 カ月前に私の父が 7 月 21 日に亡
くなりまして、またお通夜、告別式の際には
町長初めここにおられる当局側のほぼすべ
ての方にご参列賜りありがとうございました。
また、議員各位におかれましては、ほぼすべ
ての方にご参列を賜りありがとうございました。
この場をおかりしまして、改めて衷心よ
り御礼申し上げます。

それでは、審査報告書に移ります。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下
記のとおり決定したから、会議規則第 77 条の
規定により報告します。

審査した事件、議案番号、認定第 7 号。付
託年月日、平成 23 年 9 月 6 日。件名、平成
22 年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入

歳出決算の認定について。審査結果、認定す
べきもの。少数意見の留保、なし。審査年月
日、平成 23 年 9 月 8 日木曜日午前 10 時から午
後 2 時 53 分。審査経過及び結果、1、審査経
過、一般汚水下水道使用料 4 億 9,467 万
7,928 円は前年度比 6,514 立米、金額 2,620 万
円の増で、料金改定があったと聞いている
が、その金額に至る経緯はとの質疑では、行
財政審議会で審議し、事務局の提案をもって
了承していただき料金改定がなされたとの答
弁であった。下水道管洗浄委託料で下水道管
洗浄は 10 年単位と聞いたが、なぜ 10 年なの
かの質疑では、日本下水道協会から下水道の
維持管理指針が出され、統計的におおむね 10
年になっている。太子町の国道沿線は沿道サ
ービスが多いので、飲食業から出てくる動物
系の油脂は油分離槽である程度除去されて
いるが、そのまま流されると管の中で閉塞す
る。今回の管洗浄は一般家庭を含め、おおむ
ね 10 年を経過したところをめぐり、糸井池
田、矢田部、東出の主要な箇所を実施して
いる。管延長約 4,000 メートル、それとあ
わせて各家庭に取りつけている公共ます約
180 件を管洗浄しているとの答弁であつた。
境界杭設置委託 5 万 8,800 円の詳細説明
では、糸井のみなど銀行の西側にある雨水
幹線と一般家庭との境界の明示を行ったと
の説明であつた。合併処理浄化槽設置工事
費で、阿曾に設置した合併浄化槽の大きさ
等は将来を見越して設定されているのかの
質疑では、14 人槽で、その処理排水量の
分しか見込んでいないとの答弁であつた。
マンホール蓋補修外について、前年度約
74 万円であつたが今年度約 280 万円かか
った内訳についての質疑では、公共ますの
修繕、雨水幹線の一部修繕、マンホール
ポンプの修繕、マンホールふたの補修、下
水道が起因する舗装の沈下といったもので
、年度によって非常に不確定な額になるこ
とが多いとの答弁であつた。停電時マン
ホールポンプ稼働用発電機借料のリース
契約の内容についての質疑では、19 年 5
月に 5 年契約し 24 年 4 月に更新を迎
えるが、その段階で再リースか

買い上げかの判断を迫られているとの答弁であった。自動車損害保険料について、契約台数は2台で、1台がボンゴ3万7,700円、もう一台がサクシード3万6,970円である。代理店は有限会社太子保険事務所であるとの説明であった。2、審査結果は全員賛成により認定すべきものと決した。

次に参ります。

審査した事件、議案番号、認定第8号。付託年月日、平成23年9月6日。件名、平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査の結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。審査年月日、平成23年9月8日木曜日午前10時から午後2時53分。3、審査経過及び結果、1、審査経過、前処理場污水管配管工事費の詳細説明では、昨年9月補正で対応したが、従来から前処理の処理方法を検討するようにと委員会でも言われ、入ってくるものを地下水で希釈して本来の水質基準以下に抑える方策で決定した。そのため、場内で配管が必要になり工事を実施した。BODとSS、ノルマルヘキサンだが、机上実験では地下水を2倍、3倍に薄めることによって濃度が基準値を下回ると実証されたので配管に踏み切った。実際1カ月間行ってみると水質変動が激しく、基準以下の水質に抑えることは難しいとのことであったが、それが無駄になったわけではなく、太子町の前処理場には緊急時用のバイパス管がなかったので、当該工事によって緊急時用の対応ができたという説明であった。前処理場運転管理業務委託料4,730万円は指名競争入札により金額が安くなったと聞いたがとの質疑では、22年度から夜間の宿直勤務をなくし、委託の人員が9名から2名減になったため委託料の減が発生したとの答弁であった。また、前処理事業では少しでも削減できるような方針は持っているのかの質疑では、最終的に取り組めるのは今現在工場から入ってくる流入水を普通沈殿池で沈殿し、下に沈んだ泥をまた絞っているのを一切やめ、泥をそのまま運搬車で網干沖の広域処

分場へ持っていき、向こうで脱水、焼却していただく方法である。ただ、技術的に検証しないといけないことがたくさんあり、時間を要する。それが実現すると相当数削減できる可能性はあるとの答弁であった。管理業務の人員をもっと削減することはできないのかとの質疑では、今現在これ以上できないとの答弁であった。高圧洗浄機購入費38万9,000円の購入先はとの質疑では、たつの市の山本商事株式会社であるとの答弁であった。2、審査結果は全員賛成により認定すべきものと決した。

次に参ります。

審査した事件、議案番号、認定第9号。付託年月日、平成23年9月6日。件名、平成22年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成23年9月8日木曜日午前10時から午後2時53分。3、審査経過及び結果、1、審査経過、特別損失の当年度純利益は27万277円と、かなり少ない。来年の見通しで値上げをしなければいけないのか、値上げをしなくても赤字にならないように運営できるのかとの質疑では、今年は使用水量の大幅な減があった。昨年も東芝の使用水量の大幅な減により最終的にはこの額になった。原因はそれしかない。23年度もマイナス要因が非常に大きいと思う。今後、来年度予算編成に向けて支出をできるだけ抑えるような方策に取り組んでいきたい。また、歳出の削減なり、できる手だてを講じ、最終的にどうしようもなくなったときに初めて利用者に負担をお願いするという手法でなければ到底企業会計は成り立つものではない。今のところ値上げは考えていないとの答弁であった。委託料の水質検査は4社を使っている。たくさんの業者を使うのは別に悪いことではないが、なぜこの4社に依頼されているのかとの質疑では、内容が全く違っており、龍野健康福祉事務所は水道法で言う一般検査項目9項目を行っている。株式会社住友金属テクノロジーも、水道法で決ま

っていて、吉福と老原の浄水場の水の検査を行っている。兵庫県立健康環境科学研究所センターについても、水道法で決まっています項目がたくさんある。ひょうご環境創造協会は年度途中で入札に切りかえたので、4月、5月、6月は株式会社住友金属テクノロジー、それから後はひょうご環境創造協会により行ったので、結果的には4社になっているとの答弁であった。沖代土地賃借料100万円の算出根拠はとの質疑では、そこからすべての水が必要ということで契約を交わしている。長期的に水源を利用させていただきたいので毎年安い高いを議論すべき問題ではないと思っている。町民の皆さんに安定した水道水の供給ができるよう確保しておく必要があるとの答弁であった。中央監視装置外保守点検の委託先はとの質疑では、シンクエンジニアリングに業務委託していて、吉福水源地の中央監視装置の稼働状況の保守業務になるとの答弁であった。立岡山北配水池中継ポンプ場配電盤修理の修理先と内容についてはとの質疑では、去年6月15日、送電線の電気事故があり、北配水池のブレーカー、マグネットスイッチ、南配水池の受電ブレーカー等が一斉に故障し修繕を迫られ、栄藤電気株式会社に随意契約ですぐに対応していただいたの答弁であった。太田配水池ベンチレーター開口部補修の詳細説明では、太田配水池の屋上部分は今現在、中の空気を抜くための空気弁がついている。セキュリティ対策として開口部を防御するため、その回りにアルミのガラリを設置したとの説明であった。各保険料の検針員傷害保険料、自動車任意保険料の代理店名はとの質疑では、検針員傷害保険料は太子保険、自動車任意保険料8台で、ホイールローダーは財団法人全国自治協会、それ以外のは有限会社太子保険事務所との答弁であった。2、審査結果は全員賛成により認定すべきものと決した。

以上で報告終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 以上で経済建設常任委

員会委員長井川芳昭議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の認定第7号平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

次、上程中の認定第8号平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから認定第8号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

次、上程中の認定第9号平成22年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。

これから認定第9号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(佐野芳彦) 挙手多数です。したがって、認定第9号は認定することに決定しました。

~~~~~

日程第12 発議第3号 太子町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(佐野芳彦) 日程第12、発議第3号太子町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(佐野芳彦) 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 発議第3号について説明いたします。

改正する理由を述べます。

地方自治法の一部を改正する法律が平成23年5月2日に公布され、同法第74条第6項の直接請求の代表者の資格制限に関する事項が追加され、当条例において同法第74条を準

用している規定の項の繰り下げ改正と一部引用規定の修正を提案するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐野芳彦) 以上で趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。

これから発議第3号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案を可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 発議第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(佐野芳彦) 日程第13、発議第4号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(佐野芳彦) 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 発議第4号について改正する理由を述べます。

議員報酬について他市町の実施状況を調査研究した結果、地方自治法に定められた法令を遵守するために委員長手当を廃止して、新たに常任委員会委員長報酬及び議会運営委員会委員長報酬を設けるものであります。新た

に設ける委員長報酬の月額は議員の報酬の月額に7,000円を加算し、従前の委員長の年額を超えないものとしております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 以上で趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから発議第4号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案を可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第14 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（佐野芳彦） 日程第14、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

以上、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

（休憩 午前11時02分）

（再開 午前11時11分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き再開をいたします。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第4回太子町議会定例会（第433回町議会）を閉会します。

（閉会 午前11時11分）

~~~~~

議長あいさつ

○議長（佐野芳彦） 閉会に当たりまして、一言あいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る8月26日の招集以来、本日までの33日間でしたが、この間、議員各位には一般会計、特別会計等の決算認定を初め条例の改正、各会計の補正予算、人事案件など多数の重要案件をそれぞれ終始熱心にご審議を賜り、本日の閉会に至りました。ここに議員各位のご精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

特に一般会計決算委員会の委員各位には、長時間にわたり精力的にご審議を賜りましたご苦勞に対しまして、重ねて謝意を表す次第でございます。

また、町長初め町当局各位の議会審議に寄せられましたご協力に対し謝意を表するとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望等につきましては、今後の町政執行の上に十分に反映されますよう強く望むものであります。

そろそろ収穫の季節となつてまいります。議員各位にはこの上とも健康に留意されまして、町政発展のため一層のご精励を賜りますようお願いを申し上げ、まことに簡単措辞ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

#### 町長あいさつ

○町長（首藤正弘） 平成23年第4回太子町議会定例会（第433回町議会）が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る8月26日に開会されました今期定例町議会におきましては、同意案件を初めとする各重要案件につきまして慎重なるご審議を賜り、適切に議決いただきましたことに深く感謝を申し上げる次第でございます。

さらに、ご審議の中で拝聴いたしましたご意見、ご指導につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう努力してまいる所存でございます。

木々の葉も日ごとに秋の色が濃くなり、朝夕は涼しさを感じる心地よい季節を迎えました。議員各位におかれましては、ご健康にご留意いただき、町行政のさらなる振興に一層

のご活躍を賜りますようお願い申し上げ、定例町議会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 佐 野 芳 彦

署名 議員 福 井 輝 昭

署名 議員 森 田 眞 一